

令和6年度高知県くらしのサポーター養成講座実施要領

1 目的

消費者被害の未然防止、拡大防止を図るには、地域の実情に応じた啓発や被害の早期発見が不可欠であり、そうした活動を地域で行う人材の育成が必要です。

このため、消費者問題に関する知識を有し、地域での啓発活動の担い手となる高知県くらしのサポーター（以下「サポーター」という。）を養成して、地域に密着した消費者啓発を推進します。

2 事業実施主体

高知県立消費生活センター

3 事業内容

（1）サポーター養成講座の実施

- ①募集対象者 高知県内在住の18歳以上の者
- ②募集人員 会場30名＋オンライン50名
- ③日 程 令和6年7月25日（木）
令和6年12月3日（火）

④講座内容

- ・消費生活センター及びくらしのサポーターの役割等について
- ・消費者トラブル事例講座
- ・消費生活に役立つ法律の知識

⑤開催地 高知市内会場及びオンライン

⑥受講料 無料

（2）サポーターの登録

講座終了後、「高知県くらしのサポーター登録申請書」（別紙）を提出する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。